

神栖市
学校適正規模適正配置基本計画

平成22年11月

神栖市教育委員会

目 次

第1章 基本計画策定にあたって	1
1 基本計画策定の趣旨	1
2 基本計画策定の背景	1
第2章 市立小・中学校の状況	2
1 児童・生徒数と学校数の推移	2
2 市内小中学校の将来推計	5
第3章 学校の適正規模・適正配置の必要性	6
1 学校の役割	6
2 指導体制の充実	6
3 充実した教育環境づくりの推進	6
第4章 適正規模・適正配置の基本的な方針	8
1 適正化の考え方	8
2 適正化の基準	8
第5章 適正規模・適正配置の手法	9
1 適正化の手法	9
2 適正化の手順	10
3 特に留意する事項	10
第6章 適正化に向けた今後の取り組み	11
1 早期に取り組むべき事案	12
2 実施計画の策定	12
3 基本計画の見直し	12
第7章 神栖市立幼稚園の適正化	13
1 市立幼稚園の適正化の基準について	14
2 市立幼稚園の適正化を図るための方策について	14

《資料》 関 係 法 令

第1章 基本計画策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

児童・生徒のよりよい教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を目的とした学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本計画を策定する。なお、計画期間は平成22年度から平成31年度の10年間とする。

2 基本計画策定の背景

全国的に少子高齢化の進展が続いている現状にありますが、社会全体に様々な影響が生じてきています。

特に子どもの減少による小中学校の小規模化は、児童・生徒の社会性の形成や教職員の配置数など、教育効果や学校運営等にさまざまな影響を与えることが考えられ、全国的な課題となっています。

本市においても、児童・生徒数は昭和60年頃がピークで、当時と比較すると約3／4程度に減少しました。

しかしながら、一部の地域では住宅開発による人口移動に伴う児童・生徒数の増加等により、学校が大規模化している状況もみられます。

一方、施設整備については、平成20年度から「学校施設耐震化10ヵ年計画」に沿って順次整備を進めているところです。言うまでもなく児童・生徒の安全な環境を整えることは、最も重要な課題ですが、昨今の、厳しい市財政状況の中で児童・生徒数の推移を見極めながら、校舎等の耐震補強工事あるいは改築工事を効率的に行う必要があります。

このような諸課題に対応するため、平成21年1月に「神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置し、小中学校の適正規模及び適正配置について様々な視点からご検討いただき、平成21年11月に提言をいただきました。

神栖市では、この「提言書」を踏まえ、学校の規模によって生じる教育上・学校運営上の諸問題を解消するとともに、公平な教育環境を整え、教育の質のさらなる向上を図り、豊かな心と確かな学力、たくましく生きる力を身につけられる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上のようなことから、本市における今後的小中学校の規模及び配置のあり方について基本的な考え方を整理し、適正化に向けた具体的な方策等を示した「神栖市学校適正規模適正配置基本計画」を定め、子どもたちにとって適切な教育環境の整備充実に取組むこととします。

第2章 市立小・中学校の状況

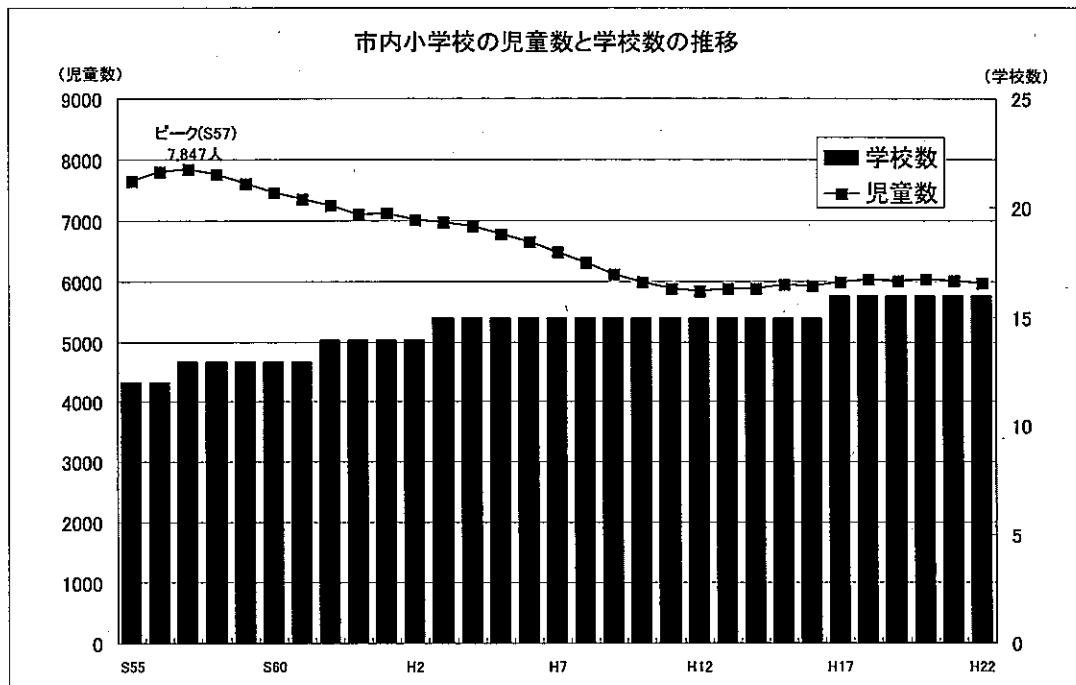
1 児童・生徒数と学校数の推移

(1) 児童・生徒数

神栖市の人口は、昭和40年頃から増加し始め、平成22年5月1日現在では92,086人で、一時に比べ伸び率は下がったものの、現在でも、増加傾向にあります。

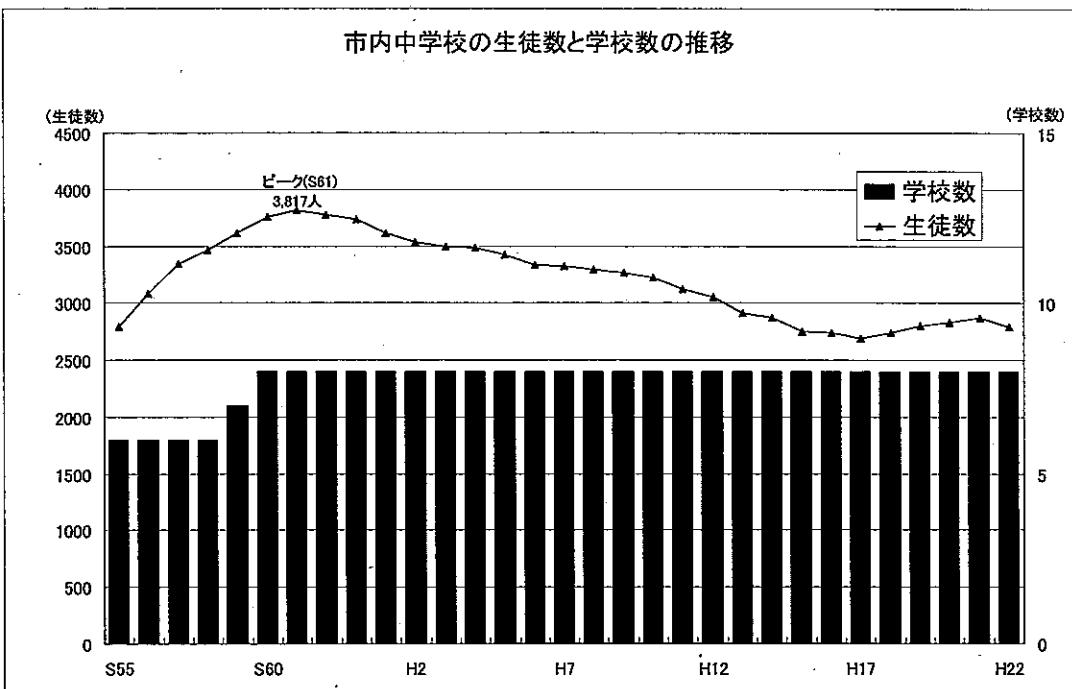
一方、小・中学校の児童・生徒数は、小学校が昭和57年に7,847人、中学校が昭和61年に3,817人でそれぞれピークを迎えた。

平成22年5月1日現在では、小学校が5,963人、中学校が2,788人で、小学校が約2,800人、中学校が約1,000人減少しています。



市内小学校の学校数、学級数及び児童数の推移

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7
学校数	12	12	13	13	13	13	13	14	14	14	14	15	15	15	15	15
学級数	217	225	226	227	223	219	221	228	226	235	235	235	238	230	230	221
児童数	7,649	7,801	7,847	7,773	7,607	7,456	7,351	7,250	7,101	7,114	7,010	6,975	6,911	6,787	6,662	6,482
年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
学校数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	
学級数	221	220	214	210	213	214	214	220	230	238	244	248	254	253	260	
児童数	6,322	6,113	6,002	5,895	5,834	5,882	5,882	5,944	5,922	5,998	6,041	6,022	6,038	6,014	5,963	



市内中学校の学校数、学級数及び生徒数の推移																
年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7
学校数	6	6	6	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
学級数	73	81	87	88	94	98	99	100	98	98	97	99	102	100	99	98
生徒数	2,788	3,081	3,342	3,465	3,612	3,755	3,817	3,781	3,732	3,619	3,539	3,496	3,488	3,428	3,334	3,320
年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
学校数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
学級数	97	96	95	96	96	95	100	95	98	95	100	99	100	100	102	
生徒数	3,298	3,265	3,225	3,128	3,050	2,917	2,876	2,750	2,743	2,687	2,747	2,802	2,828	2,875	2,788	

また、近年における社会情勢の変化から、就労環境の変化や住宅地の造成があり、新たな市街地が形成されるなど、人口の地域的な偏りが生じていることから、学校間の差が広がっています。

小学校では、児童数が一番少ない矢田部小学校が114人であるのに対し、一番多い息栖小学校が692人と概ね6倍になっています。

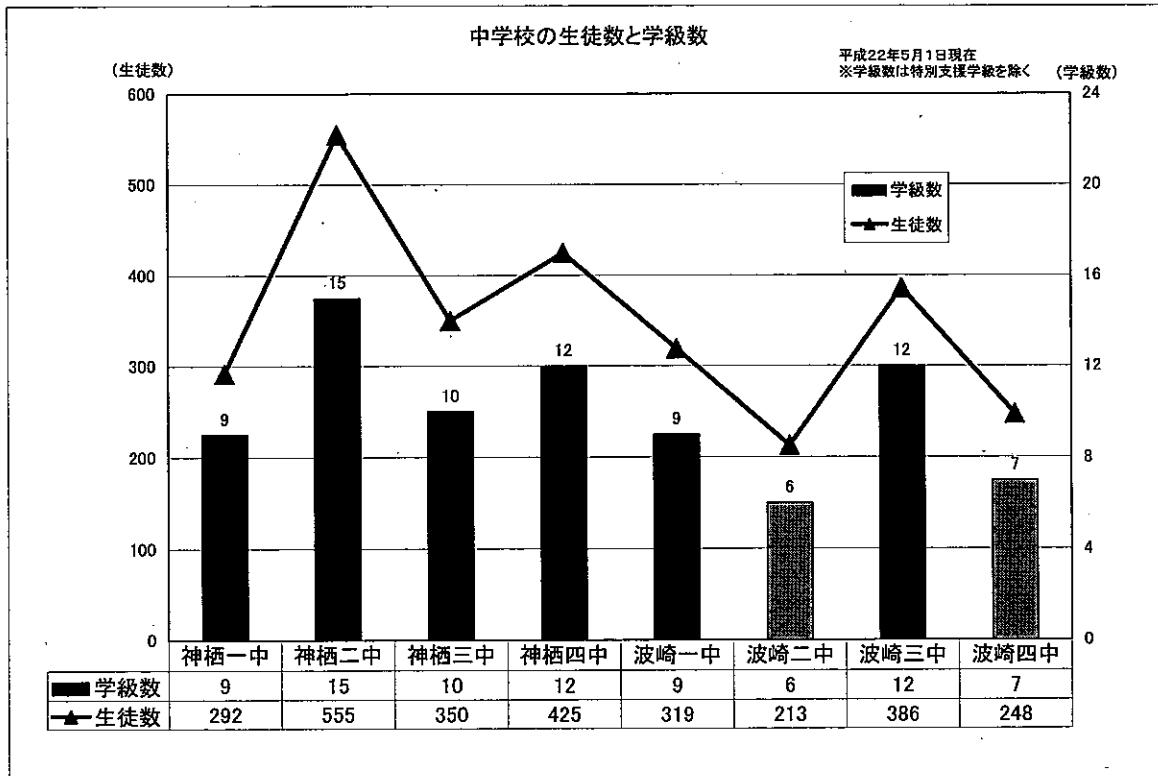
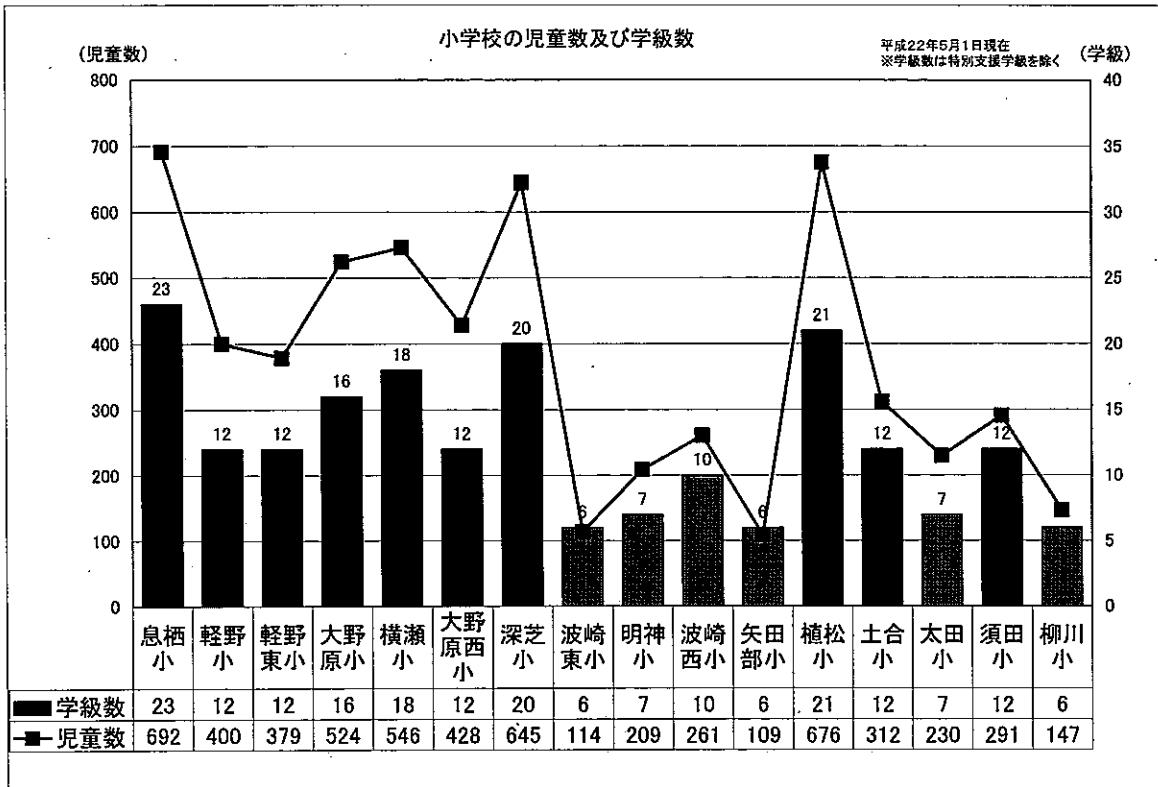
一方、中学校では生徒数が一番少ない波崎第二中学校が213人であるのに対し、一番多い神栖第二中学校が552人で、2.5倍を越えています。

(2) 学級数

小中学校の学級数については、当然ながら児童・生徒数の傾向と同様で、学校間の格差が生じている状況にあります。

小中学校では、原則として四十人学級（注）になっていますが、市内の状況を見てみると、学級数が少ない学校が、波崎東小学校、矢田部小学校と柳川小学校の6学級で、多い学校は息栖小学校で23学級になっています。

また、中学校では、一番多い学校が神栖第二中学校で15学級、少ない学校は、波崎第二中学校の6学級となっています。このように一方では、一学年あたり一学級のいわゆる単学級の学校が見られ、一方では学級増のため、教室が不足するという事態が生じています。



参考

学級の標準人数

一学級当りの児童・生徒数は、法令で40人が標準と定められていますが、茨城県では少人数教育の拡充のため、小学校1年生から4年生までと中学校1年生を対象に、一学年あたり3学級を超える場合は35人学級としています。

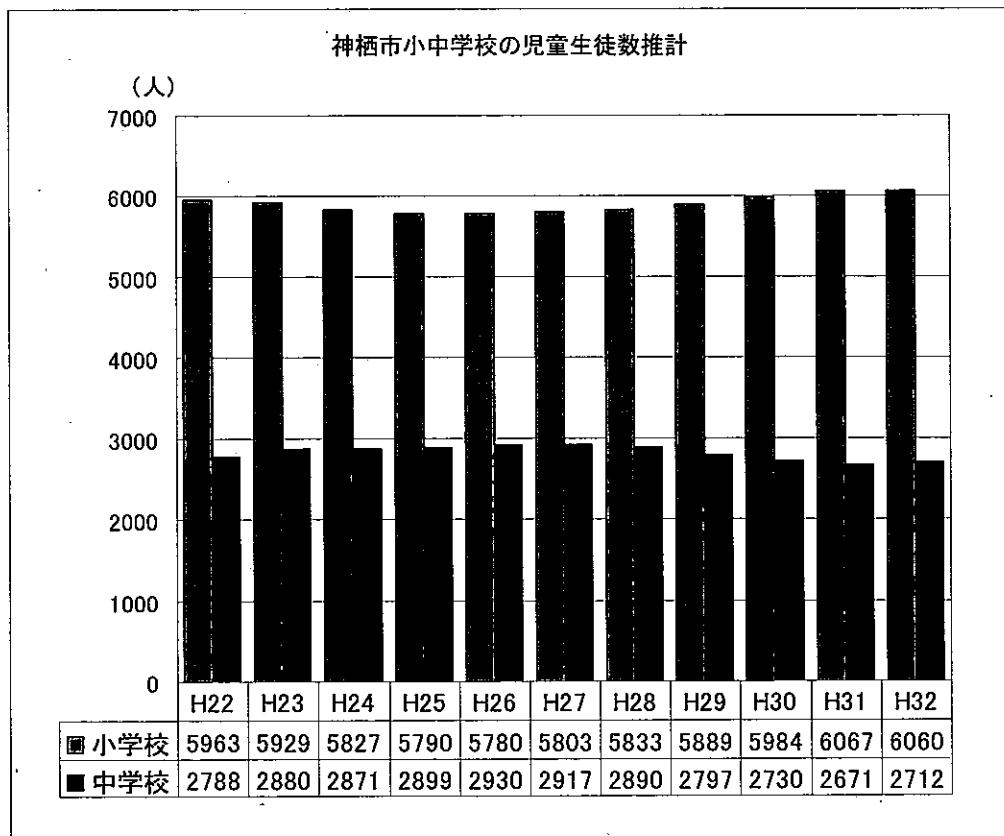
また、神栖市では市独自で、平成22年度から小学校5年生についても35人を実施しております。さらに平成23年度には、小学校6年生に拡充する予定です。

例) 一学年が108人の場合、

- ・標準人数では3学級（一学級あたり36人）
- ・少人数学級では4学級（一学級あたり27人）

2 市内小中学校の将来推計

平成22年5月1日現在の児童・生徒数は、小学校が5,963人、中学校が2,788人です。これに対し、将来の児童・生徒数を予測した推計調査によると、10年後の平成32年における小学校の児童数は6,060人で1.6%増、中学校が2,712人で2.7%の減であることから、大きな変化は見られず、概ね横ばいで推移することが想定されています。



第3章 学校の適正規模・適正配置の必要性

1 学校の役割

学校は、子どもたちが知識や学力を身につけるだけではなく、集団の中で人間関係を築き様々なことを学習しながら、体力の向上や自主自立性を育んでいくことを教育効果として期待するものであり、発達段階における子どもの人格形成面においても、学校におけるグループ活動や部活動、学校行事等をとおして社会性を育むことが求められています。

小規模校には小規模校としての良さがたくさんあることは事実です。教師の目がきめ細かく行き届き、異学年の集団が形成されやすく、縦のつながりが深くなることなどがその典型です。

しかし、子どもたちが少ないと、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、刺激が不足しがちになり、人間関係が固定化しやすく、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されます。

社会は多様な集団で構成されており、子どもたちが将来、社会に出て行くことを考えれば、義務教育の過程において小さな集団から大きな集団までを経験させることが大切であり、そのためには一定の規模が必要になります。一定規模の学校集団の中でさらに活発な学校生活を送り、お互いに刺激し合いながら活力ある学校をつくっていくことは、教育効果の一層の向上につながると考えられます。

2 指導体制の充実

指導体制の充実は、教育効果を高めるために必要な条件です。一定規模の学校とすることで、学級数の増加に伴って、教員も増員し、中学校では各教科の専門教育が十分行えるようになります。これにより、子どもたちはいろいろな先生方から専門的な授業を受けることができるようになります。

また、校内で教員相互の研修の機会も増え、教員同士も切磋琢磨し合うことで、資質および指導力の向上にも結びつくことが期待できます。

3 充実した教育環境づくりの推進

学校の適正規模・適正配置を推進することで、施設の維持・管理費の効率化を図ることができるとともに、効率化による削減経費を教育環境の向上のためのソフト・ハード両面の施策に充てることが可能となり、さらなる教育環境の充実が図れます。

小規模校におけるメリットデメリット一覧

	メリット	デメリット
児童生徒の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導等において、個に応じたきめ細やかな指導ができる ・授業や行事において活躍する場が多くなる。 ・児童生徒相互の交流や理解が十分に行える 	<ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨、競い合いが少なく、集団生活になじみづらい ・話し合い活動や共同作業の活動で、学習内容の深まりや広がりができにくい ・多くの情報と触れる機会が少ないことから、多様な知識や価値観が育ちにくい ・対人関係で問題が生じた場合、その解消が難しくなる傾向にある
教員や学校運営の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・教師と児童生徒の親密な関係が築かれる ・児童生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員が共通理解を図りやすい ・教職員全体の意思疎通がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員定数上、教科教員の不足が生じ、中学校では専門教育が十分行えなくなる ・児童生徒を管理しすぎることになりやすいうことから、主体性や社会性が育ちにくい傾向にある ・児童生徒の隠れた良さが気付かれにくい ・校務分掌の負担が多く指導の時間が制約される ・教員数が限られているため、研修会等への参加が制限されるほか、教員同士の研究体制が築けない
学校施設の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人あたりの施設、設備が充足している 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備の予算が分散され十分な整備が出来ない
保護者について	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者間の連携がとりやすく、協力体制を築きやすい ・互いの児童生徒を把握しやすくなる ・一人ひとりの参加意識が高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備や学校行事などの保護者負担が大きい ・P T A会員が減少するため活動に制限が加わる ・校外活動のバス代や卒業アルバムなどの保護者負担が大きくなる

茨城県小・中学校適正規模検討委員会資料から（抜粋）

第4章 適正規模・適正配置の基本的な方針

1 適正化の基本的な考え方

神栖市における小中学校の現状と小規模校、大規模校それぞれの問題点等を踏まえた上で、本市が目指す学校教育の姿を実現するため、次の考え方に基づき、学校の適正化に取り組んでまいります。

(1) 子どもたちの教育環境の充実

- 適切なクラス替えを通じて新たな人間関係が生じ、多様な価値観や考え方をもった仲間と触れ合えることができること。
- 課題別学習や選択教科、部活動、学校行事等において多用な選択肢を提供することができ、学校が活性化すること。
- 学校への帰属意識や連帯感が維持できること。
- 中学校では、進路面や生活面において、生徒一人一人の個性や特性に応じた指導が可能になること。
- 通学距離については、子どもたちの負担や安全に十分配慮すること。

(2) 教員体制の充実

- 小学校では、学年に複数の教員を配置できること。
- 中学校では、指導時間数の多い5教科に複数の教員を配置できること。

(3) 適切な学校運営

- 学年事務や校務分掌が適切に配分され、緊急時や学級経営上の問題が生じた場合に適切な支援体制を組むことができ、教員が児童・生徒の指導に十分な時間を確保できる体制を組めること。
- 特別教室や体育館などの施設利用に制限を受けることなく、授業時間を適切に割り当てることが可能なこと。

2 適正化の基準

上記のような基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとします。

なお、この基準は、検討委員会の中で神栖市の現状を踏まえ、小中学校の規模や通学距離等について、様々な角度から協議された結果、示された基準です。

神栖市の適正規模の基準

学校の適正規模については、次のとおりとする。

【小学校】 クラス替えが可能である各学年2学級以上となるおおむね12学級以上

【中学校】 クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できるおおむね9学級以上

神栖市の適正配置の基準

適正な通学距離の基準を次のとおりとする。

【小学校】 おおむね4km以内

【中学校】 おおむね6km以内

参考

茨城県「公立小・中学校の適正規模について(指針)」

茨城県では、公立小・中学校における適正規模の指針を平成20年4月に作成していますが、その中で、以下のようない適正規模の基準を示しています。

【公立小・中学校の適正規模の基準】

○小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。

○中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

公立小中学校の適正規模について(指針)から 茨城県教育委員会

第5章 適正規模・適正配置の手法

1 適正化の手法

学校規模及び配置の適正化については以下の方策が考えられますが、実施検討にあたっては、それぞれの学校や地域の事情や特殊性を十分考慮し選択する必要があります。

(1) 通学区域の見直し

適正規模に満たない学校については、隣接校の通学区域の一部を編入すること、また、適正規模を超える学校では、逆に通学区域の一部を隣接校の通学区域へ編入することについて検討します。

(2) 隣接校との統合

適正規模に満たない学校において、その状況が継続すると見込まれる場合には、

隣接校との統合について検討します。

なお、統合を検討する場合、小学校と中学校の小中一貫校（連携型）についても検討します。

(3) 学校の分離

学校の分離を検討する場合は、適正化の基準を維持する。

2 適正化の手順

学校の規模や配置の適正化は、学級数が検討のための基準に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会がより良い教育環境と整えるための共通の視点を持って検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。

(1) 地元説明会の開催

学校の適正化に向けて、対象となる保護者の方や地域住民の皆さんに対する地元説明会を開催し、合意形成を図る。

(2) 協議会の設置

具体的な検討を行うに当たっては、必要に応じて、該当地区に、学校関係者や保護者、地域の方々で構成する協議会を設置し進める。

(3) 準備会の設置

学校の統合化や分離を実施する場合等で、学校を新設する場合は、準備会を設置し検討事項についての協議を行う。

3 特に留意する事項

(1) 地域の合意形成が原則

学校は、地域の拠点施設であるとともに災害時の避難場所であるなど、地域にとって必要な施設となっており、特に小学校は、長い歴史と地域コミュニティの拠点として重要なものとなっています。

適正化の検討にあたっては、その必要性を十分説明し理解を得るよう努めるとともに、地元の皆さんの意見・要望を十分踏まえて進めてまいります。

(2) 安全等に対する配慮

適正化により通学距離が遠距離となる場合や通学路が変更となる場合が想定されるが、歩道の確保や防犯灯の設置など、子どもたちの安全の確保に努めるものとする。

また、通学距離が基準を超える場合などは、スクールバスなどの交通手段を検討するなど子どもたちの負担を軽減するよう努めます。

急激な環境の変化に伴う、児童・生徒の心のケアを十分に行うものとします。

(3) 各方策の関連事項

適正化により、その他、市の各種方策により地域に不具合が生じないよう、関係部局とも連携を図りながら取り組んでまいります。

(4) 学校施設の有効活用

統廃合により廃止となる学校施設については、地域のニーズ等を踏まえ、市全体としての有効活用を検討します。

(5) 基本方針の見直し

本方針は、学級編成の基準等の制度改正など、方針に影響を与える変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

第6章 適正化に向けた今後の取り組み

適正化の取り組みについては、将来の児童・生徒数の推計等をもとに、原則として、先に示した適正規模の基準及び適正配置の基準に照らし、以下のとおり適正化に取り組んでまいります。

1	波崎東小学校と明神小学校の統廃合	<p>波崎東小学校と明神小学校は現在ともに小規模校であり、また将来推計においても、児童数の増加が見込まれていないことから、適正化が求められている。</p> <p>両校については、昭和47年に当時の波崎東小学校のマンモス化に伴い分離した経緯がある。このような背景から、コミュニティの再構築が今後の課題である。統合後の通学距離についても概ね2km以内におさまることから、適正化を図る必要がある。</p>
2	矢田部小学校と波崎第二中学校の小中一貫校化（連携型）	<p>矢田部小学校と波崎第二中学校については、ともに小規模校であり、位置的に隣接していることから、小中一貫校化や校舎の共用化についての検討が必要である。</p> <p>小中一貫校（連携型）とすることで、施設の共有化が可能であることばかりか、子どもたちが学年を越えて交流する機会ができ、両校の教員が両校で授業に参加するなど、様々なメリットがある。</p> <p>なお、波崎第二中学校については、土合小学校の児童が進学していることから、土合小学校の対応についても配慮すべきである。</p>
3	柳川小学校の統廃合または学区変更	<p>柳川小学校は、小規模校であるが、波崎工業団地に面していることから、学区が広域である。このため隣接する小学校と距離があり、単純な統廃合は困難であるが、将来的に児童数の推移を見ながら検討していく必要がある。</p> <p>また、学区の変更による適正化についても、広域的な調整が必要である。学校の成り立ちや、地域性を十分に配慮して調整することが必要である。</p>

4	波崎第一中学校と波崎第二中学校の学区の見直し（石津地区）	石津地区は、波崎第一中学校校区であるが、波崎第二中学校に近く、波崎第一中学校が自転車通学を許可していないことから、波崎第二中学校のほうが通学の利便性が高い。このため石津地区の学区の見直しが必要である。
5	植松小学校について	植松小学校は、特にここ数年児童数の増加が続いている。教室不足が起こっている。十町歩地区を隣接する須田小学校の学区に組み入れるなど、学区の調整が必要である。
6	息栖小学校、深芝小学校について	息栖小学校は、平成17年に深芝小学校と分離した後も児童数が増加傾向にある。また、深芝小学校についても、開校以来、児童数の増加と学級増が続いている。隣接する大野原小学校や大野原西小学校を含めて学区の見直しが必要である。
7	神栖第二中学校について	神栖第二中学校については、学区域に市街地を広く有していることから、生徒数が年々増加している。隣接する神栖第四中学校との学区の見直しや、また、分離についても視野に入れた検討が必要である。
8	上記の他、神栖市の適正規模の基準を充たしていない学校について	波崎西小学校と太田小学校については、今後10年の経過の中で、大きな児童数の減少が想定されないこと、また、波崎第四中学校については、生徒数が増加傾向にあり、基準を充たすことが見込まれることから、これから推移を見守っていく必要がある。

1 早期に取り組むべき事案

適正化については、各学校における状況の違いから、早期に改善を図る必要がある事案を以下のとおりとします。

(1) 波崎東小学校と明神小学校の統廃合

(2) 矢田部小学校と波崎第二中学校の小中一貫校化（連携型）

なお、その他の事案にあっても、関係者等の合意形成が図られた場合は、順次、実施してまいります。

2 実施計画の策定について

学校の適正化の実施にあたっては、具体的な方策を定めた実施計画を策定するものとする。

3 基本計画の見直しについて

本基本計画は、計画期間の10年間を経過した場合や社会情勢及び法令等の変化等により、必要に応じて見直しを図って参ります。

第7章 神栖市立幼稚園の適正化

神栖市立幼稚園は8園ありますが、少子化や保育所への移行等の影響から全体的に減少傾向にあります。

幼稚園にはそれぞれ定員が設けられておりますが、現在の園児数は、定員の66%程度で、少ないところでは、30%程度です。

園児数が少ない園では、集団生活の中で子ども同士が切磋琢磨する機会の減少、人間関係の固定化、また、良い意味での競争心の希薄化という教育の質の低下につながる懸念が生じています。

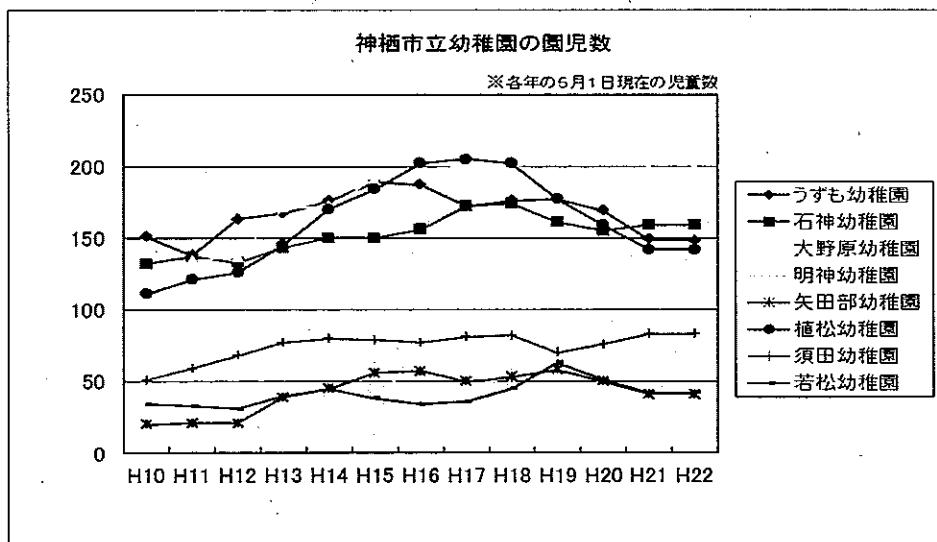
幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、より良い教育環境を整備や魅力ある幼稚園づくりを推進するため、適正化を図り、指導体制や施設・設備の充実をすることが必要です。

このようなことから、教育委員会では、市内の幼稚園に関する適正化の基準を設定しました。

市内幼稚園の園児数の推移

※各年の5月1日現在の園児数

	認可定員	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
うすも幼稚園	280	151	138	163	167	176	189	187	172	176	177	169	149	148
石神幼稚園	200	132	137	133	143	150	150	156	172	174	161	155	159	159
大野原幼稚園	200	117	134	137	171	172	191	198	200	200	196	196	199	199
明神幼稚園	70	17	12	10	29	37	45	58	53	48	44	46	46	46
矢田部幼稚園	140	20	21	21	39	45	56	57	50	53	58	50	41	41
植松幼稚園	210	111	121	126	145	170	184	202	205	202	177	159	142	142
須田幼稚園	105	51	59	68	77	80	79	77	81	82	70	76	83	83
若松幼稚園	100	34	33	31	40	45	38	34	36	45	63	51	42	42
計	1305	633	655	689	811	875	932	969	969	980	946	902	861	860



1 市立幼稚園の適正化の基準

① 1学級当たりの適正規模について

- ・年少（満3歳の幼児）は、原則として30人以下とする。
- ・年中（満4歳の幼児）及び年長（満5歳の幼児）については、原則として35人以下とする。

② 各学年・各園の適正規模について

- ・各学年の適正規模については、学級編制替えが可能となる各年齢2学級が確保可能なとなるおおむね6学級とする。

2 市立幼稚園の適正化を図るための方策

学級数が5学級に満たない幼稚園については、当該地区の児童数、教職員の人員配置、施設の状況等を勘案し、適正化に向け、取り組んでまいります。

市内幼稚園の学級数の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
うずも幼稚園	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
石神幼稚園	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
大野原幼稚園	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
明神幼稚園	2	2	1	2	2	2	2	3	3	2	2	3	3
矢田部幼稚園	2	2	1	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
植松幼稚園	6	6	6	6	7	7	7	8	7	7	6	6	6
須田幼稚園	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
若松幼稚園	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	2	2

3 市立幼稚園の適正化に向けた今後の取り組み

市立幼稚園の適正化に向けた今後の取り組みについては、以下のとおりといたします。

1	明神幼稚園、矢田部幼稚園、須田幼稚園と植松幼稚園の統廃合	明神幼稚園、矢田部幼稚園、須田幼稚園の3園は、基準の学級数を満たしていないため、規模や位置の観点から植松幼稚園との統廃合を検討する必要がある。
2	若松幼稚園とうずも幼稚園の統廃合	若松幼稚園は、基準の学級数を満たしていないため、近接するうずも幼稚園との統廃合を検討する必要がある。

● 適正化のスケジュール（参考資料）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①波崎東小学校と明神小学校の統合										
②矢田部小学校と波崎第二中学校の小中一貫校化										
③柳川小学校の統合または学区変更										
④波崎第一中学校と波崎第二中学校の学区の見直し										
⑤植松小学校の学区変更について										
⑥息栖小学校、深芝小学校の大規模化の解消										
⑦神栖第二中学校の大規模化の解消										
⑧上記の他、神栖市の適正規模の基準を充たしていない学校に										
⑨幼稚園の統廃合										

資料 関係法令

○学校教育法施行規則（抄）

（昭和二十二年五月二十三日）

（文部省令第十一号）

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるものほか、小学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十四号)の定めるところによる。

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるものほか、中学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十五号)の定めるところによる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条(併設型中学校にあっては第百十七条において準用する第百七条、連携型中学校にあっては第七十六条)又は第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抄）

（昭和三十三年六月二十七日）

（政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。
- 3 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 4 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適當と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（抄）

（昭和三十三年五月一日）

（法律第百十六号）

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。

ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあっては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

○幼稚園設置基準（抄）

（昭和三十一年十二月十三日）

（文部省令第三十二号）

（一学級の幼児数）

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（平七文令一・一部改正）

○神栖市立幼稚園管理規則

昭和45年2月18日

教委規則第1号

（学級の編成）

第5条 幼稚園の学級は、園長が編成する。

- 2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある幼児で編成し、1学級の幼児数は年少（満3歳の幼児をいう。）にあっては30人以下、年中（満4歳の幼児をいう。）及び年長（満5歳の幼児をいう。）にあっては35人以下とする。
- 3 園長は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、教育長の承認を得て異なる年齢の幼児で編成し、又は35人を超えて編成することができるものとする。